

# 自由都市堺文化芸術まちづくり条例概要

## 前文

○堺には百舌鳥古墳群を始め、多くの歴史文化資源が存在しており、古くから文化芸術が育まれてきた。

○自治の精神、もてなしとふれあいの精神、進取の気風が受け継がれてきた。

○文化芸術を通じて、市民が自らのまちを愛する心を共有し、誇りを感じることで、文化芸術創造のまち堺をめざすことを決意し、条例を制定する。

## 目的【第1条】

○文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定め、施策を推進することにより、自由で心豊かな市民生活の実現及び都市魅力の創造に寄与することを目的とする。

## 定義【第2条】

○文化芸術：音楽、美術、写真、演劇、舞踊、文学、映画等のメディア芸術、芸能、伝統芸能、茶道、華道、書道その他これらに類するもの。

○市民等：市内に住所を有する者のみならず、市内の学校、事業所等に通勤、通学する者や市内で文化芸術活動を行う者も含む。

○事業者：市内で事業活動を行う全てのものをいう。

## 基本理念【第3条】

○文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である。

## 目的を達成するための役割分担

### 市の責務【第4条】

○基本理念に則り、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

### 市民等の役割【第5条】

○文化芸術の担い手として自由な文化芸術活動を行うなど、文化芸術を振興するとともに、まちづくりに貢献する役割を担う。

### 事業者の役割【第6条】

○事業活動を通じて、自主的かつ主体的に文化芸術を振興する役割を担う。

### 大学等教育機関の役割【第7条】

○文化芸術の担い手の育成、地域との連携等を通じて、文化芸術を振興する役割を担う。

目的を達成するための施策

## 文化芸術の振興に関する基本的施策【第9～19条】

### 【市民が文化芸術に触れる機会を提供する施策】

- 文化芸術活動を行う環境の整備
- 文化芸術に親しむことができる環境の整備
- 学校教育における文化芸術活動の充実
- 将来の文化芸術を担う子どもたちの育成
- 文化芸術を支える人材の育成
- 多様な分野との連携

### 【都市の魅力創造・発信する施策】

- 歴史文化資源の継承及び活用
- 魅力的なまちの景観の創出
- 文化施設の活用
- 国際的な文化芸術の交流
- 経済活動との連携

## 基本的施策を推進するための仕組みづくり

### 堺市文化芸術審議会【第21～26条】

○市長の諮問に応じ、調査審議するとともに市長に意見を述べるための附属機関（堺市文化芸術審議会）

- 【調査、審議する事項】
- ・推進計画の策定、変更
  - ・推進計画の目標の達成度、効果等についての検証及び評価

策定・変更・評価

### 推進計画【第8条】

○文化芸術の振興に関する施策を実施するための計画（堺市文化芸術推進計画）

- 【推進計画で定める事項】
- ・文化芸術の振興に関する目標
  - ・文化芸術の振興に関する取組

○推進計画を策定しようとするときは、堺市文化芸術審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を反映させる

### 財政上の措置【第20条】

○施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める。